平成２６年（フ）第８７号
徳島県徳島市名東町２丁目107番地の８　丸米ハイツ302号、旧住所徳島県三好郡東みよし町加茂148番地５
破産者　佐々木隆志
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４９号
徳島県徳島市東出来島町７番地、住民票上の住所徳島県阿波市土成町秋月字伊月116番地１
破産者　山口　聡明
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７３号
徳島県名西郡石井町石井字石井636番地57
破産者　板東　尚子
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９８号
沖縄県糸満市字潮平615番地の６　シャトレー樹101号、開始決定時の住所福岡県久留米市宮ノ陣町若松2195番地
破産者　中川原洋子（旧姓平田）
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２号
福岡県久留米市野中町1104番地１　クレセントハイム203号
破産者　佐藤　彰男
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４５８号
北九州市小倉南区城野２丁目１番10―805号
破産者　渡邉　晴美
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４５９号
北九州市小倉南区城野２丁目１番10―805号
破産者　渡邉　美樹
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６６６号
北九州市小倉北区片野新町２丁目13―５―308、住民票上の住所北九州市小倉北区鍛冶町１丁目４番２号
破産者　芦刈俊一郎
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３９号
福岡県遠賀郡芦屋町山鹿31番６―201号　サンパティークⅠ
破産者　串尾　瑞穂
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１７２号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2183番地１　シティハイツ直塚202号、開始決定時の住所福岡県三潴郡大木町八町牟田470―１
破産者　大坪　和久
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０号
長崎県長崎市深堀町４丁目38―27、住民票上の住所鹿児島県奄美市笠利町大字里26番地
破産者　和田　茂弘
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第１１９号
北海道苫小牧市宮前町２丁目18番13号　山春寮
破産者　後藤　忠幸
１　決定年月日　平成27年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１５１号
北海道苫小牧市大成町１丁目10番１―1311号
破産者　田中　千冬
１　決定年月日　平成27年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１５４号
北海道苫小牧市大成町１丁目９番１―1010号
破産者　佐藤　涼介
１　決定年月日　平成27年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１号
北海道苫小牧市本幸町２丁目３番17―701号
破産者　平野　由久
１　決定年月日　平成27年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３号
北海道苫小牧市浜町１丁目１番13号
破産者　浅利　　浩
１　決定年月日　平成27年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第４号
北海道苫小牧市浜町１丁目１番13号
破産者　浅利　直美
１　決定年月日　平成27年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第６４３号
宮城県岩沼市館下１丁目５番26―506号、従前の住所宮城県岩沼市末広２丁目９番19号
破産者　菅原　和樹
１　決定年月日　平成27年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係